



如果要全方面支援留学生生活的话

留学生活の中のものをも総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

保险类型 ご加入タイプ

		4个月以上		3个月内			
		A 类型 (*1)	B 类型 (*1)	C 类型	D 类型		
保险金額 保険金額	1 个人赔偿责任 (*2) 個人賠償責任 (*2)	单次事故 日本国内: 1 亿日元 日本国外: 1 亿日元 为限 1 事故 国内: 1 億円 国外: 1 億円 限度					
	2 死亡・后遗症 (*3) 死亡・後遺障害 (*3)	100 万日元	100 万日元	100 万日元	100 万日元		
	3 治疗费用 (*4) 治療費用 (*4)	实际支付的治疗费用 治療費用実費	实际支付的治疗费用 治療費用実費	非支付对象	非支付对象		
	3 治疗费用 (*4) 治療費用 (*4)						
	4 救援人员费用等 救援者費用等	300 万日元	300 万日元	300 万日元	300 万日元		
	5 伤害定额 (*3) (住院日額) (门诊日額)	非支付对象	非支付对象	住院日額 5,000 日元 门诊日額 3,000 日元	住院日額 5,000 日元 门诊日額 3,000 日元		
	6 生活用动产 (*6) 生活用動産 (*6)	50 万日元	非支付对象	50 万日元	非支付对象		
7 租借人赔偿责任 (*6) 借家人賠償責任 (*6)	300 万日元	300 万日元					
保険料 (卒業前全部保険料一次付清) 保険料 (卒業までの一括払)	保险期限 保険期間	1个月	1ヶ月	—	—	2,700 日元	2,240 日元
		2个月	2ヶ月	—	—	3,810 日元	3,170 日元
		3个月	3ヶ月	—	—	4,890 日元	4,060 日元
		4个月	4ヶ月	7,340 日元	6,330 日元	—	—
		5个月	5ヶ月	8,680 日元	7,480 日元	—	—
		6个月	6ヶ月	9,350 日元	8,060 日元	—	—
		7个月	7ヶ月	10,000 日元	8,630 日元	—	—
		8个月	8ヶ月	10,670 日元	9,200 日元	—	—
		9个月	9ヶ月	11,340 日元	9,780 日元	—	—
		10个月	10ヶ月	12,020 日元	10,360 日元	—	—
		11个月	11ヶ月	12,670 日元	10,930 日元	—	—
		1年	1年間	13,340 日元	11,500 日元	—	—
		2年	2年間	23,340 日元	20,130 日元	—	—
	3年	3年間	33,370 日元	28,780 日元	—	—	
	4年	4年間	43,400 日元	37,410 日元	—	—	
	5年	5年間	53,370 日元	46,030 日元	—	—	
	6年	6年間	60,040 日元	51,780 日元	—	—	

(*1) 仅限已加入医疗保险者可以加入。(滞留时间3个月以内未加入医疗保险者请从C・D类型中选择)
 (*2) 信息设备内的数据损坏, 单次事故以 500 万日元为限。
 (*3) 教育研究活动中发生的事故不属于本保险补偿对象, 属于学研意外补偿对象。
 (*4) 支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满 60 天之日所属月份的最后一天。
 (*5) 手术保险金支付金额为住院保险金日额的 10 倍 (住院期间的手术) 或 5 倍 (非住院期间的手术)。伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。
 (*6) 即使是寄宿生, 也可以加入自宅生类型。
 全国被保险人人数达到 10000 人及以上时, 上述保险费适用 30% 的折扣优惠。
 保险期限为开始之日的凌晨 0 时至保险期满之日的下午 4 时为止。
 例) 6 年期保险为 2024 年 4 月 1 日凌晨 0 时至 2030 年 4 月 1 日下午 4 时为止的共 6 年期间。
 保险费为按月计算。如果在月中结束留学, 保险截止日仍为次日 1 日。
 例) 留学期限如果为 4 月 1 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 1 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 例) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 例) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 15 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。
 留学期限超过 1 年, 保险期限不同于上述保险期限时, 请单独咨询。
 本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别 A 的人员 (未持续性从事工作的学生等)。
 持续性从事以下工作的人员为行业类别 B, 保险费有所不同。请咨询咨询处。
 (如果参保后, 状态变更为 B 类, 请立即告知。)
 “汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者” (以上 6 类行业)
 (*1) 健康保险加入者のみご加入できます。(滞在期間 3 ヶ月以内で健康保険未加入の方は、C・D タイプからお選びください。)

(*2) 情報機器内のデータ損壊は 1 事故 500 万円限度となります。
 (*3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
 (*4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
 (*5) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または 5 倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
 (*6) 下宿の学生であっても自宅用タイプにご加入頂くことが可能です。
 上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。
 保険期間は、始期日の午前 0 時より、保険終期日の午後 4 時までとなります。
 例) 6 年間の場合 2024 年 4 月 1 日午前 0 時より 2030 年 4 月 1 日午後 4 時まで 6 年間
 保険料は 1 ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険期間は毎月「1日」となります。
 例) 留学期間が、4 月 1 日~5 月 31 日の場合、保険期間は「4 月 1 日~6 月 1 日」の保険料となります。
 例) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 31 日の場合、保険期間は「4 月 15 日~6 月 1 日」で「2 ヶ月」の保険料となります。
 例) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 15 日の場合、保険期間は「4 月 15 日~6 月 1 日」で「2 ヶ月」の保険料となります。
 1 年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。
 本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別 A に該当する方 (継続的に職業に従事していない学生等) 用です。
 以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別 B となり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
 (ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)
 「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採掘・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」 (以上 6 職種)

为您的学生生活提供多方面支援！ 学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任 骑自行车撞伤行人时。

個人賠償責任 自転車で行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借他人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）^(*)后，在国内外造成破坏或被盗等，依法承担损害赔偿赔偿责任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任原则上由东京海上日动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（*1）手机、智能手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等物品不包括在托管物品内。

※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致事故不在补偿范围内。

※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。

※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调解或者诉讼程序的服务。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(*)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（*1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

附帯和解談判サービス！
示談交渉サービス付き！



2 死亡・后遗症 发生不幸或出现后遗症时。

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治疗费用（*1）（*2） 学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。

治療費用（*1）（*2） 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分^(*)将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮、肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（*1）治疗费用保险金の支付対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2024/4/15 为例

経過60天当天：2024/6/13

経過60天当天的月份的月末：2024/6/30

2024/4/15 ~ 2024/6/30 の治療費用が支付対象

（*2）保険期間開始前出現の疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但、保険期間開始後2年（保険期間が1年以下且將其更新時を「1年」）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）

（*3）关于本人负担额的详细内容请您参照（补偿概要等）。

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(*)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、裂肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（*1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2024/4/15 のケース

60日を経過した日：2024/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2024/6/30

2024/4/15 ~ 2024/6/30 の治療費がお支払対象

（*2）保険期間開始前出現の疾病、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間開始より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

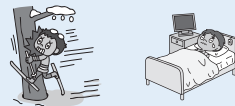
（*3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご参照ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

項目	金額	負担
合計金額	4,380	4,380
額		
額		

推荐要点
おすすめポイント

从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償



4 救援人费用等 学生住院后，监护人赶往医院时。

救援者費用等 学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気がかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、搜索救助費用等をお支払いします。



5 住院保险（*1）・手术保险（*2）・门诊医疗保险（*3） 学生本人因受伤而住院或接受门诊治疗时。

入院保険（*1）・手術保険（*2）・通院保険（*3） 学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学生本人在学校管理下之外受伤并住院或接受门诊治疗时，由保险公司按住院或门诊天数支付日額保险金。学生接受手术治疗时，保险公司也将支付保险金。

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（*1）自事故之日起满180天后住院的，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以180天为限。

（*2）仅限自事故之日起180天以内接受的手术。此外，如伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。

（*3）自事故之日起满180天后接受的门诊治疗，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以90天为限。

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（*1）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。

（*2）事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

（*3）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



6 生活用动产

生活用動産

学生本人在国内所拥有的家当受到火灾及被盗等突发性的事故而遭到损害时，支付保险金。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免賠額（自付金額）：5000円 免責金額（自己負担額）：5,000円

※家庭财产被带到建筑物之外时所发生的损害也属于补偿对象。

※对于自宅通学生或在亲戚家寄宿的学生（包括与兄弟姐妹等同住的情况），则无法加入。

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

7 借租人赔偿责任

借租人賠償責任

在国内，学生本人因火灾及漏水破坏等突发性事故而损坏了租借房屋，对于房东产生法律上的损害赔偿赔偿责任时，支付保险金。关于借租人赔偿责任，东京海上日动不负责谈判交涉。

※对于自宅通学生或在亲戚家寄宿的学生（包括与兄弟姐妹等同住的情况），则无法加入。

国内で学生本人が火災や水漏れ破壊等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借租人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合（兄弟等と同居している場合を含む）はご加入できません。

※The available enrollment types depend on your university. For details, please check the pamphlet distributed at your campus.

2024年4月作成 24TC-000982